

「令和 8 年度練馬区生成 AI サービス導入運用委託」に係るプロポーザル募集要領

1 提案依頼の目的

本要領は、生成 AI サービスの導入運用業務についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

令和 8 年度練馬区生成 AI サービス導入運用委託

(2) 履行期間

契約確定日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 9 年度以降の契約については、モニタリングを実施し、履行状況を確認の上、更新を決定する。なお、最大 2 回まで更新できることとする。

(3) 履行場所

練馬区役所中村北分館（練馬区中村北 1 - 6 - 7）等

(4) 業務内容

【資料 1】練馬区生成 AI サービス導入運用委託に係る調達仕様書のとおり

(5) 概算経費

12 か月 31,680 千円（税込）

36 か月 95,040 千円（税込）

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

(6) 契約方法

本件受託者との随意契約

(7) 支払方法

本件受託者と協議の上、決定する。

3 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

(1) 生成 AI サービスを自社で開発している、または生成 AI サービスの販売代理店等に指定されているなど、生成 AI サービスの取り扱いが可能であること。

(2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）またはプライバシーマークの認証を取得していること。

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月法律第 57 号）、その他関係法令、

【資料 1-別紙 2】情報の保護および管理に関する特記事項に規定の事項等で求

められる情報の安全管理措置について遵守できること。

4 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 日程

| | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 募集要領等の公表 | 令和 7 年 10 月 17 日（金） |
| 質問受付期限 | 令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで |
| 質問回答日 | 令和 7 年 11 月 6 日（木） |
| 提案書等の提出期限 | 令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 5 時まで |
| 一次審査結果通知（予定） | 令和 7 年 12 月上旬 |
| 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 令和 7 年 12 月 23 日（火） |
| 二次審査結果通知（予定） | 令和 8 年 1 月中旬 |

6 質問回答

本プロポーザルに関する質問は、【様式 A】質問書に内容を簡潔に記入の上、つぎの方法で行うこと。

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで

※ 期限を過ぎた場合は、その質問に対する回答は行わない。

※ 質問書の送付回数に制限は設けないため、随時送付すること。

(2) 質問方法

【様式 A】質問書を下記の提出先に電子メールで送付すること。

※ メール の 件名 は、 「【質問】 練馬区生成 AI サービス導入運用委託に係るプロポーザルへの質問について」 とすること。

(3) 提出先

担 当 企画部情報政策課 DX 推進担当係

メール JOKAN02@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法

受け付けた質問について、事業者名を伏せた上で、すべての事業者に対し、令和7年11月6日（木）までに電子メールで回答する。

※ 回答先は、【様式B】プロポーザル参加表明書に記載したメールアドレスとする。

7 提案書等の提出

参加を希望する者は、【資料2】提案書等作成要領に従い、つぎのとおり書類を作成し、提出すること。

(1) 提案書等

提案書等作成要領に従い、以下の書類を作成すること。

ア 【様式B】プロポーザル参加表明書

イ 提案書（【様式C】提案書表紙をご利用ください）

ウ 【様式D】要件適合表

エ 【様式E】受託実績一覧

オ 【様式F-1・2・3】見積書

(2) 提出期限

令和7年11月17日（月）午後5時まで

※ 受付時間は、平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。

(3) 提出物（紙）

ア 【様式B】プロポーザル参加表明書 1部

イ 提案書等（(1)のイ～オをまとめて） 正本1部（表紙に契約書に押印する代表者印を押印したもの） 副本5部

ウ 会社概要（紹介パンフレットなど） 6部

エ 受託契約書表紙（【様式E】受託実績一覧に記載した契約それぞれの契約書表紙の写し） 各1部

オ 直近の決算書等（総資産、売上高、流動資産、流動負債、現金、預金、借入金、自己資本がわかるもの）の写し 1部

カ 直近1年間の納税証明書 1部

(4) 提出物（電子）

下記の形式でファイルを作成のうえ、指定のアドレスまで電子メールで送信すること。ただし、メールでの送信が難しい場合には、CD、DVD等の電子記録媒体により持参すること。

| No. | 提出書類 | 形式 |
|-----|------------------|--------------------|
| 1 | 【様式B】プロポーザル参加表明書 | PDF または Word |
| 2 | 提案書 | PDF または PowerPoint |
| 3 | 【様式D】要件適合表 | Excel |
| 4 | 【様式E】受託実績一覧 | PDF または Excel |
| 5 | 【様式F-1・2・3】見積書 | Excel |
| 6 | 受託契約書表紙 | PDF |
| 7 | 直近の決算書等写し | PDF |

※ 識別が容易になるよう、電子メールの件名の最初には【練馬区生成 AI サービス導入運用委託】の記載を入れること。また、件名の最後には貴社名を記載すること。

例：【練馬区生成 AI サービス導入運用委託】提案書等の送付（●●株式会社）

(5) 提出先

提出先 練馬区中村北一丁目 6 番 7 号（練馬区役所中村北分館）

担 当 企画部情報政策課 DX 推進担当係

メール JOKAN02@city.nerima.tokyo.jp

電 話 03-3825-0211

(6) 提出方法

事前に担当宛て電話連絡の上、提出先に持参すること。郵送による提出は認めないため、注意すること。また、電子メールでも各 1 部送付すること。

(7) 企画提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書・参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。

8 辞退

参加表明書等提出後、提案を辞退する場合は、【様式G】プロポーザル辞退届を速やかに届け出ること。

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 5 時まで

※ 受付時間は、平日の午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出先・担当

担 当 企画部情報政策課 DX 推進担当係

メール JOKAN02@city.nerima.tokyo.jp

電 話 03-3825-0211

(3) 提出方法

電子メールに辞退届を添付の上、「提出先・担当」に記載のアドレス宛てに送付し、送付した旨を電話連絡すること。電子メールの件名は「【辞退届】練馬区生成AI サービス導入運用委託」とし、本文には「事業者名」「担当者連絡先」を記載すること。

9 一次審査

提案書等について、【資料3】提案評価基準に基づき、選定委員会による書類審査を行う。合計点の高い順に、上位3者程度を二次審査の対象とする。ただし、区の求める水準を満たさない場合はこの限りではない。審査結果については、令和7年12月上旬（予定）に、応募事業者に対して、電子メールにより通知する。

10 二次審査

一次審査を通過した者について、提案内容についてのプレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリングを実施し、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。審査結果については、令和8年1月中旬（予定）に、二次審査対象事業者に対して、電子メールおよび書面により通知する。

(1) 実施日程

令和7年12月23日（火）

(2) 実施場所

練馬区中村北一丁目6番7号（練馬区役所中村北分館）

(3) 実施内容

ア プレゼンテーション 20分

イ デモンストレーション 10分

ウ 質疑応答 20分

(4) 留意事項

ア 説明は、本件を受託した際に主な担当となる者が行うこと。

イ プレゼンテーションに必要なパソコン等、その他の機材については応募事業者が用意すること。なお、プロジェクターについては区が用意する。

ウ 開始時間、実施場所、集合場所等の詳細については、一次審査結果と併せて通知する。

11 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に練馬区から指名停止処分を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者

として選定することができる。

12 情報公開

本件の事業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、【資料4】プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準に基づき取り扱うものとする。

13 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類（データを含む）は返却しない。提出物は、本プロポーザル以外には使用せず、区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした応募事業者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (5) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募事業者が負うものとする。
- (7) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (8) 本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う応募事業者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

14 問合せ先・担当

担 当 練馬区企画部情報政策課 DX 推進担当係 瀬口
電 話 03-3825-0211 / 03-5984-4529
メー ル JOKAN02@city.nerima.tokyo.jp